納期内納税にご協力を！

◎7月は固定資産税・都市計画税（第2期）の納期です。7月31日㈫までに納めてください。

口座振替は7月31日㈫に振り替えますので、残高不足にならないよう注意してください。

◆納め忘れはありませんか？すでに納期が過ぎています。

●市・都民税第1期（7月2日）、固定資産税・都市計画税第1期（5月31日）、軽自動車税全期（5月31日）

◆納期内納税ができない場合は早期に相談を

市では税の公平性を保つため、滞納している方の預貯金などの財産を差し押さえをすることがあります。今年度からタイヤロックにより、自動車等を差し押さえることも予定しています。

滞納されている方、納期内に納税が困難な方は徴収の緩和制度もあります。お早めにご相談ください。

問合せ収納係

市税滞納で差し押さえた動産を公売します

市税等の滞納により市が差し押さえた動産を、インターネットによるオークション形式で公売します。公売に参加するためには、7月26日㈭の午後5時までにヤフーオークション・インターネット公売のホームページ（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/tky_fussa_city）からの事前登録が必要です。

物件原動機付自転車

入札期間7月31日㈫午後1時～8月2日㈭午後1時

公売物件を公開

日時7月22日㈰午前10時～午後3時

場所本庁舎東庭（都道側）※市税等の納付状況によって公売を中止する場合があります。

問合せ収納係

老人医療受給者証の負担割合の見直しについて

老人医療受給者証をお持ちの方は、医療機関で受診される際、前年所得の状況に応じて、かかった医療費の1割又は3割の一部負担をしています。

8月は負担割合の見直しの時期で、今回は平成18年の一年間の所得状況により一部負担金の負担割合を判定し、8月1日から新しい負担割合を適用します。

今回の判定で負担割合が変わった方には、新しい負担割合の老人医療受給者証を7月の末までに郵送します。

※今回判定した結果、3割負担となった方でも、同じ世帯の高齢者の平成18年の収入合計額が、次の一定額に満たない場合は、「基準収入額適用申請書」により申請すると1割負担になります。

（「基準収入額適用申請書」は今月初めに、対象の方に送付してあります。）

【申請により1割負担になる方】

①同じ世帯に他に70歳以上の高齢者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む。）がいない場合、平成18年の収入が383万円未満

②同じ世帯に他に70歳以上の高齢者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む。）がいない場合、平成18年の収入が520万円未満

※古い負担割合の老人医療受給者証は同封の返信用封筒に入れ、必ず返送してください。

問合せ保険年金課老人医療係

平成20年4月から現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります

平成20年3月末日で、75歳以上の方（＝後期高齢者）と、65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方は、現在加入の国民健康保険や被用者保険（社保）から自動的に後期高齢者医療制度に加入することになります。

また、平成20年4月以降、新たに75歳になる方は、誕生日の日から加入します。平成20年4月以降65歳以上75歳未満の障害認定を受ける方を除き、75歳に達する方は、特に加入手続きは必要ありません。

これに伴い、新たな後期高齢者医療制度の被保険者証を平成20年3月ごろお渡しする予定です。

■給付

後期高齢者医療制度では、現行の保険制度や老人保健制度と同様、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（医療費の支給）を行います。

また、受診の際、これまでの老人保健制度と同様、一般の方が窓口で支払う自己負担の割合は1割です。

ただし、一定以上の所得を有する方（現役並み所得者）は3割となります。

■保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者が納める医療保険料と、74歳までの保険制度（国保・社保）から出される支援金、そして税金（公費）を主な財源として運営されます。

そのため、平成20年4月以降、医療保険料の支払い方法が原則として公的年金からの天引きに変わります。

■後期高齢者医療広域連合が運営

後期高齢者医療制度の運営は都道府県単位で行うため、東京都内にある全ての区市町村が加入して「広域連合」を設立しました。

現在、平成20年4月から始まる制度の準備を進めています。制度の概要については、7月1日からホームページ「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。

※ホームページアドレス http://www.tokyo-ikiiki.net

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険は支え合いの制度です。介護を必要とするときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

介護保険料65歳以上の方から徴収する1号保険料と、40歳～64歳までの方から徴収する2号介護保険料分の2種類があります。2号介護保険料分は、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の保険料または保険税に合算されています。

65歳以上の方は、本人と同一世帯内の方の前年における総所得金額に応じ、6つの段階に区分されます。

年間の保険料は表のとおり個人ごとに決まりますが、税制改正の影響を受け、保険料の段階が急激に上昇する方については、保険料率を段階的に引き上げる緩和措置を行います。

納付8月初めに通知書を送付

普通徴収お手元に送付される納付書で納付。口座自動振替を利用している場合は、額の通知のみ送付。

特別徴収受給されている年金から天引き。天引きされる額を記載した通知のみを送付。

※平成18年度中に65歳になった方、転入された方で年金を受給されている方は平成19年4～9月分までは普通徴収、10月分以降からは特別徴収となります。この場合、納付書と特別徴収額決定通知書の2つが同封されますので、納付書で納めてください。

また、すでに4月または6月の時点で年金天引き開始となり、仮徴収額決定通知書を受け取った方についても、確定した保険料額決定通知書（通知のみ）を送付します。

納付時期普通徴収は年6回。8月31日、10月1日、10月31日、11月30日、12月28日、平成20年2月28日です。

特別徴収は年金支給月（4・6・8・10・12・2月）です。

問合せ介護福祉課介護保険係

平成19年度の第1号被保険者の保険料

所得段階		対象者	保険料算定基準	保険料（年額）
第1段階		①老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方②生活保護受給者	基準額×0.5	27,600円
第2段階		世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.5	27,600円
第3段階		世帯全員が市民税非課税、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	41,400円
第4段階		本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税を課税されている方がいる方	**基準額**	55,200円
保険料緩和対象激変	4-1	第1段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.83	45,800円
	4-2	第2段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.83	45,800円
	4-3	第3段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.91	50,200円
第5段階		市民税を課税されている方で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	69,000円
保険料緩和対象激変	5-1	第1段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.00	55,200円
	5-2	第2段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.00	55,200円
	5-3	第3段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.08	59,600円
	5-4	第4段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.16	64,000円
第6段階		市民税を課税されている方で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	82,700円

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に変わります

助成の対象となるのは、市で定める診断機関による耐震診断で、事前に申請が必要となります。ご希望の方は、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。

なお、パソコンによる簡易診断は、施設工事課建築担当で無料で行っています（電話予約制）。

助成の対象となる住宅市内にある住宅のうち、昭和56年以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅で、延べ床面積の2分の1以上を所有者自らの住居としているもの（賃貸住宅は対象となりません）。

補助対象者助成の対象となる住宅を所有している個人（共有の場合は共有者全員によって合意された代表者）。

助成額耐震診断に要する費用の3分の2以内（限度額10万円）

問合せまちづくり計画課計画担当（助成）・施設工事課建築担当（パソコンによる無料簡易診断）

木造住宅の耐震診断費用の一部を助成します

耐震診断により、自分の家の耐震性を知ることは、住宅の地震対策を進めるうえで大切なことです。

問合せ秘書広報課広報広聴係

市民のひろば

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。